

町営住宅入居者募集

入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町垂水1764)	1戸
募集戸数	緒方団地(上毛町緒方387-1)	1戸
家賃	所定の算出方式による	
入居予定日	12月1日(月)	

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 11月4日(火)～14日(金)
8:30～17:15(土、日を除く)
- 入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※高齢者、障がい者世帯、中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、収入月額214,000円以下
※収入月額＝(世帯全員の年間総所得－扶養家族の諸控除等)÷12ヶ月
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

申問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施期間です

こども家庭庁では、毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施期間とし、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に取り組んでいます。

「オレンジリボン運動」とは

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子どもの虐待をなくすことを呼びかける運動です。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、町民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

問 福岡県京築児童相談所 ☎ 84-0407
子ども未来課 町民健康係 ☎ 72-3127(内線231)

農業者年金に加入しませんか
農業に従事する方なら
広くご加入いただけます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

- 特徴
- ①積立方式・確定拠出型の年金です。
- ②保険料の額は自由に決められます。
月額20,000円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は10,000円)～67,000円まで
- ③終身年金で80歳前に亡くなられた場合、死亡一時金があります。
- ④公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)
- ⑤農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。
(例:認定農業者等で青色申告者の35歳未満の人は10,000円(5割)補助)

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、農業者年金基金もしくは、農業委員会、最寄りのJA(農協)にお問い合わせください。

問 独立行政法人農業者年金基金 企画調整室
☎ 03-3502-3942
上毛町農業委員会(産業振興課 農地係)
☎ 72-3151(内線184)
福岡京築農業協同組合 築東支店 ☎ 72-2010

知らせよう
あなたが あの子の声になる

虐待かもと思ったら
すぐにお電話ください

年中無休
24時間受付

児童相談所全国共通
3桁ダイヤル 189

児童相談所全国共通ダイヤル「189」は、虐待かもと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



10月1日から

コミュニティバスの新たな路線として
「施設巡回線」の運行を開始しました！

「施設巡回線」は、町の主要な施設を短時間で巡回する路線となっています。お買い物や施設利用の際などに、ぜひご利用ください。

コミュニティバスの詳しい内容は、10月に配布しました時刻表冊子や、町ホームページをご覧ください。

- 運行日 月曜日～土曜日
- 運休日 日曜日、祝日、年末年始6日間
(12月29日～1月3日)

問 総務課 総務係 ☎ 72-3111(内線113)



運行経路(巡回する施設)	
↓	上毛町役場
↓	TRIAL(トライアル)
↓	道の駅しんよしとみ
↓	げんきの杜
↓	西吉富コミュニティセンター
↓	TRIAL(トライアル)
↓	大平楽
↓	唐原コミュニティセンター
↓	大平支所
↓	TRIAL(トライアル)
↓	上毛町役場

令和7年秋季火災予防運動を実施します

〈実施期間〉11月9日(日)～15日(土)までの7日間

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

空気の乾燥する季節となりますので、より一層の火災予防に努めましょう。

〈防火標語〉

- 2025年度全国統一防火標語 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」
- 2025年管内児童防火標語 「火を使う それはせきにん 火の用心」

★住宅防火 いのちを守る 10のポイント★ —4つの習慣・6つの対策—

〈4つの習慣〉

- 寝たばこは、絶対しない、させない。
- ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

〈6つの対策〉

- 【出火防止】ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 【早期覚知】火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 【延焼拡大防止】火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 【初期消火】火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 【早期避難】お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 【地域の助け合い】防火防災訓練への参加など、地域ぐるみの防火対策を行う。

問 総務課 総務係 ☎ 72-3111(内線113)

11月は「ねんきん月間」
11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！！

厚生労働省では、“国民一人ひとり、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日”として、平成26年度から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

また、日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組んでいます。この機会に、いつでも年金記録を確認でき、将来の年金受給見込額についても様々なパターンで試算することができる「ねんきんネット」を活用し、未来の生活設計について考えてみませんか。

問 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、小倉南年金事務所に
お問い合わせください。

